**洪水時の避難確保計画（ひな形）**

**令和○○年○○月**

**○○○（施設名）**

**様式編　目次**

(**北秋田市への提出が必要**)

　１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・１

様式１

　２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・１

　３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・１

別紙１

　　　施設周辺の避難経路図　・・・・・・・・・・２

様式２

　４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・３

様式３

様式３

　５　情報収集及び伝達　・・・・・・・・・・・・４

様式４

　６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・５

　７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・６

様式５

　８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・６

様式６

　９　自衛水防組織の業務に関する事項　・・・・・７

　　　(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

(**北秋田市への提出は不要**)　※個人情報等を含むため適切に管理

１０　防災教育及び訓練の年間計画　・・・・・・・８

１１　施設利用者緊急連絡先一覧表　・・・・・・・９

１２　施設内緊急連絡網　・・・・・・・・・・・１０

１３　外部機関等への緊急連絡先一覧表　・・・・１０

１４　対応別避難誘導方法一覧表　・・・・・・・１１

１５　防災体制一覧表　・・・・・・・・・・・・１２

別添　「自衛水防組織活動要領(案)」　・・・・・１３

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

別表１「自衛水防組織の編成と任務」　・・・・・１４

別表２「自衛水防組織装備品リスト」　・・・・・１４

令和〇年〇月　策定

令和〇年〇月　変更（変更する場合追記）

**１　計画の目的**

様式１

　　この計画は、水防法第１５条の３第１項の規定に基づき、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

　　計画を作成又は必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第１５条の３第２項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を北秋田市長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

**[施設の状況]**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 人数 | | | |
| 昼間・夜間 | | 休日 | |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間  　　　　　　　　名 | 昼間  　　　　　　　　名 | 名 | 名 |
| 夜間  　　　　　　　　名 | 夜間  　　　　　　　　名 |

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

　洪水時の避難場所は、北秋田市洪水ハザードマップの浸水想定区域及び浸水深から、以下の場所とする。

|  |
| --- |
| 避難経路図 |

**４　防災体制**

様式２

　　連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

以下に該当する場合

* 市〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

・〇〇川避難判断水位に到達※

※「避難準備・高齢者等避難開始」の発令により避難を開始する。ただし、〇〇川（●●●水位観測所）「避難判断水位に到達」した場合は警戒体制を確立し、避難準備を開始する。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令される前に気象情報等により危険と判断した場合は避難を開始する。

・上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。

・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難を開始する。

避難誘導要員

施設内全体の避難誘導

未避難者、要救助者の確認

非常体制確立

以下に該当する場合

* 市〇〇地区に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合
* 〇〇川（●●●水位観測所）氾濫危険に到達

以下のいずれかに該当する場合

* 洪水注意報や洪水警報発表
* 〇〇川（●●水位観測所）氾濫注意水位到達

体制確立の判断時期

警戒体制確立

情報収集伝達要員

避難誘導要員

避難誘導要員

・洪水予報等の情報収集

・保護者への事前連絡

・館内放送等による避難の呼び掛け

・関係機関との連絡

・使用する資器材の準備

**要配慮者の避難誘導**

注意体制確立

体制

活動内容

・自衛水防活動の指揮統制

・洪水予報等の情報収集

・施設近隣の状況の把握、情報の記録

・館内放送や掲示板等を用いた情報伝達(体制の確立状況、気象情報等)

情報収集伝達要員

対応要員(※)

**５　情報収集及び伝達**

様式３

**⑴　情報収集**

　　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | ・市防災ラジオ  ・市防災情報メール（登録制）  ・テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用)  ・秋田地方気象台ホームページ　など |
| 洪水予報  水位到達情報 | ・インターネット  　川の防災情報（国土交通省）  　秋田県河川砂防情報システム　など |
| 避難情報  (避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所の開設状況 | ・市防災ラジオ  ・市防災情報メール（登録制）  ・緊急速報メール  ・市ホームページ  ・テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用)　など |

　　※　停電時は、防災ラジオ（乾電池３本）、携帯電話などを活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

　　※　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

**⑵　情報伝達**

　　　「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等を施設関係者間で共有する。

**６　避難誘導**

様式４

避難誘導については、次のとおり行う。

**⑴　避難場所**

　　　避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険も伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で倒壊のおそれがない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

**⑵　避難経路**

　　　避難場所までの避難経路については、別紙１「避難経路図」のとおりとする。

**⑶　避難誘導方法**

　　　避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両  　　(　　)台 |
| 避難場所 |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両  　　(　　)台 |
| 避難場所 |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両  　　(　　)台 |
| 避難場所 |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両  　　(　　)台 |
| 避難場所 |  | （　　　　）ｍ | □　徒歩  □　車両  　　(　　)台 |
| 屋内安全確保 |  |  |  |

**７　避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

　　情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

　　これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

**避難確保資器材等一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 資器材 | |
| 情報収集・伝達 | □名簿(従業員、施設利用者)　□テレビ　□ラジオ  □タブレット　□ファックス　□懐中電灯　□電池  □携帯電話　□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿(従業員、施設利用者)　□案内旗　□タブレット  □懐中電灯　□電池式照明器具　□電池　□携帯用拡声器  □携帯電話　□携帯電話用バッテリー　□蛍光塗料  □誘導用ライフジャケット |
| 施設内の一時避難  (屋内安全確保) | □水(１人あたり**ℓ**)　□食料(１人あたり**食分**)  □寝具　□防寒具 |
| 高齢者 | □おむつ　□おしりふき |
| 障害者 | □常備薬 |
| 乳幼児 | □おむつ　□　おしりふき　□おやつ　□おんぶひも |
| その他 | □ウェットティッシュ　□タオル　□ゴミ袋  □(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
| □土のう　□止水板  □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

**８　防災教育及び訓練の実施**

　⑴　毎年４月に新規採用の従業員を対象として、防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

　⑵　毎年７月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

様式６

**９　自衛水防組織の業務に関する事項**

※自衛水防組織を設置する場合には、様式６を参考に加筆・修正してください。

　また、あわせて別添、別表１・２を作成してください。

　⑴　別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき、自衛水防組織を設置する。

　⑵　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　①　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として、防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

　　②　毎年７月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　⑶　自衛水防組織の報告

　　　自衛水防組織を組織又は変更したときは、水防法第１５条の３第２項の規定に基づき、遅滞なく、当該計画を北秋田市長へ報告する。

**１０　防災教育及び訓練の年間計画**

北秋田市への提出は不要

《（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

防災体制の確立・

避難確保計画の年度版作成

従業員への防災教育

入所施設

情報伝達訓練

従業員の非常参集訓練

避難訓練

通所施設

情報伝達訓練

保護者への引き渡し訓練

施設利用者への防災教育

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。

避難確保計画の更新

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○入院(所)者家族への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行など

○従業員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　など

○保護者の緊急連絡網の試行

○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　など

○従業員の緊急連絡網の試行

○保護者への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　など

○水害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する入院(所)者家族への説明　など

○避難確保計画等の情報の共有

○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　など

**１１　施設利用者緊急連絡先一覧表**

北秋田市への提出は不要

《（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設利用者 | | | 緊急連絡先 | | | | その他  （緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**１２　施設内緊急連絡網**

《（既存のものがあればそれを活用）》

北秋田市への提出は不要

|  |
| --- |
| 氏名 |
| 連絡先（電話番号） |

↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

　　　　 ↓　　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

　　　　 ↓　　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

　　　　 ↓　　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

　　　　 ↓　　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　 ↓　　　　　　　　　↓

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） | 連絡先（電話番号） |

北秋田市への提出は不要

**１３　外部機関等への緊急連絡先一覧表**

《（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当課 | 電話番号 | 備考 |
| 北秋田市役所 | 総務課 | 62-1111 |  |
| 北秋田警察署 |  | 62-1245 |  |
| 市役所合川総合窓口センター |  | 78-2100 |  |
| 市役所森吉総合窓口センター |  | 72-3111 |  |
| 市役所阿仁総合窓口センター |  | 82-2111 |  |
| 北秋田市消防本部 |  | 62-1119 |  |
| 消防合川分署 |  | 78-2119 |  |
| 消防森吉分署 |  | 72-3119 |  |
| 消防阿仁分署 |  | 82-2119 |  |
|  |  |  |  |

**１４　対応別避難誘導方法一覧表**

北秋田市への提出は不要

《（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対応内容 | 氏名 | 避難先 | 移動手段 | 担当者 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

該当番号を記入

**避難場所へ移動**

　１　単独歩行が可能　２　介助が必要　３　車いすを使用

　４　ストレッチャーや担架が必要　５　その他

**そのほかの対応**

　６　自宅に帰宅　７　病院に搬送　８　その他

**１５　防災体制一覧表**

北秋田市への提出は不要

《（既存のものがあればそれを活用）》

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **情報収集**  **伝達要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □自衛水防活動の指揮統制  □洪水予報等の情報収集  □施設近隣の状況の把握、情報の記録  □館内放送や掲示板等を用いた情報伝達  　(体制の確立状況、気象情報等)  □保護者への事前連絡  □館内放送等による避難の呼び掛け  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難誘導**  **要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □使用する資器材の準備  □避難誘導  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

**別添　「自衛水防組織活動要領（案）」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

　⑴　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

　⑵　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　⑴　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

　⑵　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

　⑶　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

　⑴　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

　⑵　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

**別表１　「自衛水防組織の編成と任務」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ |  | ） | （代行者 |  | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **総括・**  **情報班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □自衛水防活動の指揮統制  □洪水予報等の情報収集  □施設近隣の状況の把握、情報の記録  □館内放送や掲示板等を用いた情報伝達  　(体制の確立状況、気象情報等)  □保護者への事前連絡  □館内放送等による避難の呼び掛け  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難**  **誘導班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □使用する資器材の準備  □避難誘導  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

**別表２　「自衛水防組織装備品リスト」**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿(従業員、利用者等)  情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等)  照明器具(懐中電灯、投光機等) |
| 避難誘導班 | 名簿(従業員、利用者等)  案内旗(誘導の標識等)  情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等)  懐中電灯  携帯用拡声器  誘導用ライフジャケット  蛍光塗料 |